**特定非営利活動法人**

**京田辺音楽家協会　定款**

1. **総則**

第一条(名称)

　　　　　　この法人は、特定非営利活動法人京田辺音楽家協会という。

略称はNPO法人京田辺音楽家協会とする。

　　 第二条（事務所）

 この法人は、主たる事務所を京都府京田辺市薪畠60番地49号に置く。

　　 第三条（目的）

　　　　　　この法人は、京田辺市および近郊地域住民に対して、市民参加の演奏会な

　　　　　　ど、音楽を通じた文化向上に資する事業を行い、「豊かな心をはぐくむ音楽が流れるまち」の発展に寄与する事を目的とする。

　　 第四条（特定非営利活動の種類）

　　　　　　 （１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 子どもの健全育成を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 国際協力の活動
5. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第五条（事業）

　　　　　法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

1. 市民参加型のコンサート事業
2. 地域や学校などでの講演会の開催による教育事業
3. 市民へ音楽を愛好してもらえる音楽普及事業
4. その他目的を達成するために必要な事業
5. **会員**

　　第六条（種別）

　　　　　　この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の、社員とする。

　　　　　　（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

　　　　　　（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

　　　第七条（入会）

　　　　　　本会の会員として入会しようとするものは、本会所定の入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

　　　　　　２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以て、本人にその旨を通知しなければならない。

　　　第八条（入会金及び会費）

　　　　　　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

　　　第九条（会員の資格の喪失）

　　　　　　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

　　　第十条（退会）

　　　　　　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

　　　第十一条（除名）

　　　　　　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これ

　　　　　　　　を除名することができる。

1. この定款に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会

員に弁明の機会を与えなければならない。

1. **役員**

第十二条（種類及び定款）

　　　　　　　　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　３名以上
2. 監事　１名以上

２　理事のうち１人を理事長とし、１人以上２人以内を副理事長とする。

　　　　第十三条（選任等）

　　　　　　　　理事及び監事は、総会において選任する。

　　　　　　２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

　　　　　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

　　　　　　４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

　　　第十四条（職務）

　　　　　　　　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　　　　　２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

　　　　　　３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた時は、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

　　　　　　４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基つき、この法人の業務を執行する。

　　　　　　５　監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行状況を監査する。
2. この法人の財産の状況を監査する。
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

　　　第十五条（任期等）

　　　　　　　　 役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

　　　　　　 ２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または、現認者の任期残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

 第十六条（欠員補充）

　　　　　　　　 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

　　　第十七条（解任）

　　　　　 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

1. 職務の遂行に堪えない状況にあると認められたとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

　　　　２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

　　 第十八条（報酬等）

　　　　　　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　　　２　前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

1. **会議**

第十九条（種別）

　　　　　　この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。

　　　　２　総会は通常総会及び臨時総会とする。

　 　第二十条（総会の構成）

 総会は、正会員をもって構成する。

　 　第二十一条（総会の権能）

　　　　　　総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び活動予算並びにその変更
5. 事業報告及び活動決算
6. 役員の選任及び解任、職務及び報酬
7. 入会金及び会費の額
8. 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。　第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
9. 事務局の組織及び運営

（１０）その他運営に関する重要事項

　　　第二十二条（総会の開催）

　　　　　　通常総会は、毎年１回開催する。

　　　　２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
3. 監事が第十四条第５項第４号の規定に基ついて招集するとき。

　　　第二十三条（総会の招集）

　　　　　　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

　　　　２　理事長は、前条第２項第１号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　　３　総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　　　第二十四条（総会の議長）

　　　　　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

　　　第二十五条（総会の定足数）

　　　　　　総会は、正会員総数２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

　　　第二十六条（総会の議決）

　　　　　　総会における議決事項は、第二十三条第３項の規定によって、予め通知した事項とする。

　　　　２　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

　　　第二十七条（総会での表決権等）

　　　　　　各正会員の表決権は、平等なものとする。

　　　　２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　　３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用により、総会に出席したものとみなす。

　　　　４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

　　　第二十八条（総会の議事録）

　　　　　　総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

　　　第二十九条（理事会の構成）

　　　　　　理事会は、理事をもって構成する。

　　　第三十条（理事会の権能）

　　　　　　理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　　　第三十一条（理事会の開催）

　　　　　　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の２分の１以上から理事会の目的となる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

　　第三十二条（理事会の議長）

　　　　　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

　　第三十三条（理事会の議決）

　　　　　　理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

　　　　２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

　　第三十四条（理事会での表決権等）

　　　　　　各理事の表決権は、平等なものとする。

　　　　２　やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面または電磁的方法をもって、表決することができる。

　　　　３　前項の規定により、表決した理事は、前条及び次条第１項の適用により、理事会に出席したものとみなす。

　　　　４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

　　第三十五条（理事会の議事録）

　　　　　　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過と概要及び議事の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

1. **資産**

　　　第三十六条（資産の構成）

　　　　　　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄附金品
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

　　　第三十七条（資産の区分）

　　　　　　この法人の財産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

　　　第三十八条（資産の管理）

　　　　　　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

1. **会計**

　　　第三十九条（会計の原則）

　　　　　　この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

　　　第四十条（会計の区分）

　　　　　　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

　　　第四十一条（事業年度）

　　　　　　この法人の事業年度は、毎年２月１日に始まり翌年１月３１日に終わる。

　　　第四十二条（事業計画及び予算）

　　　　　　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

　　　第四十三条（暫定予算）

　　　　　　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

　　　　２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

　　　第四十四条（予算の追加及び更生）

　　　　　　予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

　　　第四十五条（事業報告及び決算）

　　　　　　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

　　　　２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

　　　第四十六条（臨機の措置）

　　　　　　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負

担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なけれ

ばならない。

1. **定款の変更、解散及び合併**

　　　第四十七条（定款の変更）

　　　　　　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分

の３以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第３項に規定する事項

を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

　　第四十八条（解散）

　　　　　　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産手続開始の決定
6. 所轄庁による設立の認証の取り消し

　　　　　２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分

の３以上の承諾を得なければならない。

　　　　　３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散する時は、所轄庁の認定を得

なければならない。

　　　第四十九条（残余財産の帰属）

　　　　　　　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）

したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会

で議決したものに譲渡するものとする。

　　　第五十条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の

３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

1. **公告の方法**

第五十一条（公告の方法）

　　　　　　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲

載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の

公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

**第九章　事務局**

第五十二条（事務局の設置）

　　　　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置すること

ができる。

　　　　２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く事ができる。

第五十三条（職員の任免）

　　　　　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第五十四条（組織及び運営）

　　　　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第十章　雑則**

　　　第五十五条（細則）

　　　　　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

　　　　附則

　　　　　１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

　　　　　２　この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

　　　　　　　理事長　　竿下　和美

　　　　　　　副理事長　中川　晋一

　　　　　　　理事　　　北原　美保子

同　　　　窪田　継

同　　　　堀山　理恵

同　　　　山取　陽子

同　　　　山下　裕司

同　　　　綿野　仁音

　　　　　　　監事　　　前川　洽治

　　　　　３　この法人の設立当初の役員の任期は、第十五条第１項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和４年３月３１日までとする。

　　　　　４　この法人の設立当初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、この法人成立の日から令和３年１月３１日までとする。

　　　　　５　この法人の設立当初事業計画及び予算は、第四十二条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

　　　　　６　この法人の設立当初の会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　　　　　　　年会費　正会員（個人）　　　　　　３，０００円

　　　　　　　　　　　　　　（団体）　　　　　　１０，０００円

　　　　　　　　　　　賛助会員

1. ボランティア会員（個人）　１口　　１，０００円
2. 協賛会員（団体）　１口　　　　１０，０００円